

諮問機関：丸亀市

諮問日：平成 22 年 9 月 3 日（22 都土第 315 号）

答申日：平成 22 年 11 月 15 日（平成 22 年度諮問第 4 号）

件名：平成 16 年度単独県費補助土地改良事業行時 2 号地区水路工事資料一式  
（補助金支給関係書類等）の部分開示決定に関する件

## 答 申

### 1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

丸亀市長（以下「実施機関」という。）が、平成 16 年度単独県費補助土地改良事業行時 2 号地区水路工事資料一式（以下「本件対象公文書」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てについて、本件異議申立てを棄却すべきである。

### 2 異議申立ての趣旨及び異議申立てに至る経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った本件対象公文書の開示請求に対し、実施機関が平成 22 年 8 月 26 日付で行った本件処分について、納得できないというものである。

#### (2) 異議申立てに至る経過

| 年 月 日            | 経 過         |
|------------------|-------------|
| 平成 22 年 8 月 18 日 | 開示請求受付      |
| 平成 22 年 8 月 26 日 | 実施機関が非開示を決定 |
| 平成 22 年 9 月 2 日  | 異議申立書受付     |

### 3 異議申立ての内容

申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての内容は、次のとおりである。  
全資料がないということについて納得できない。

### 4 実施機関が非開示とした理由

実施機関が、丸亀市個人情報開示決定等通知書（以下「通知書」という。）において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

本件対象公文書は、平成 22 年 4 月に廃棄済み。

## 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関及び申立人の主張等を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

本件公開対象文書は、公開請求時点で既に廃棄されているため、本件異議申立ては棄却すべきである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

## 6 審査会の意見

本件対象公文書廃棄の妥当性

丸亀市においては、丸亀市公文書管理規則（平成 17 年規則第 21 号）（以下「規則」という。）及び丸亀市公文書管理規程（平成 17 年訓令第 9 号）（以下「規程」という。）を定め、公文書の適正な管理を図ることとしている。

規則及び規程においては、公文書の管理、公文書の保存期間、公文書の廃棄等について定めがあり、保存年限を経過した公文書は、これらの定めにより、毎年 1 回全庁的に行われているとのことである。

実施機関から提出された資料及び意見書によれば、本件対象公文書の保存年限は 5 年間であり、当該文書は平成 16 年度の事業に係るものであることから、保存期日は平成 22 年 3 月 31 日であり、本件対象公文書を含む公文書廃棄作業は、平成 22 年 5 月 31 日に実施されている。

したがって、本件対象公文書は規則及び規程に基づき適正に管理及び廃棄がなされたものと判断することができる。

また、本件開示請求書は平成 22 年 8 月 18 日に提出されているが、平成 22 年 5 月 31 日に廃棄されており、請求時において本件対象公文書は不存在であり、開示不能であったと認めることができる。

なお、実施機関は、本件開示決定通知書において、本件対象公文書の廃棄年月を「平成 22 年 4 月」と記載しているが、提出された資料及び意見書によれば、本件対象公文書を含む公文書廃棄作業は、平成 22 年 5 月 31 日に実施されたものと認められる。

この事実は、上記判断及び本件処分の効果に影響を及ぼすものではないが、当審査会は、実施機関に対して、今後情報の収集には慎重を期し、正確な情報提供を行うよう求めることとする。

## 7 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行なった。

- ① 平成 22 年 9 月 3 日 諮問書の受理
- ② 平成 22 年 9 月 29 日 審査会（第 2 回目）
- ③ 平成 22 年 11 月 15 日 審査会（第 3 回目）